

広島県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和八年四月六日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	庄原市総領町黒目字耳高西山五五八七番地先から 庄原市総領町黒目字耳高西山五五八六番一地先まで 庄原市比和町古頃字亦砂一三八三番一地先から 庄原市比和町古頃字亦砂一三七八番一地先まで 庄原市比和町木屋原字岸元沖六四八番一地先から 庄原市比和町木屋原字岸元沖六五四番二地先まで	令和八年三月二十三日